

広島県県営林立木売却の入札・契約等に係る注意事項

(馬行谷事業地)

1 入札参加資格

入札参加資格者は、一般社団法人広島県木材組合連合会が定める広島県木材業者登録規約による登録業者としています。

入札当日確認しますので、登録証をご提示ください。

登録手続きについては、広島県木材組合連合会にお問い合わせください。
なお、必ず入札の前日までに手続きを完了してください。

また、次に掲げる業者は入札には参加できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 一般競争入札の加入に制限を受けた者

2 入札日時等

入札日時 令和8年9月16日(水) 11時00分から

入札場所 広島県庄原庁舎 第1庁舎4階 第5会議室

3 入札保証金

県営林の入札は消費税抜きの価格により行いますが、落札価格は、消費税相当額(10%)を加算した額になります。

このため、入札保証金は入札価格に消費税相当額(10%)を加算した額の5%以上が必要です。

(例) 入札価格①1,000万円、②3,000万円の場合

① $1,000 \text{ 万円} \times 1.10 \times 5\% = 55 \text{ 万円}$

② $3,000 \text{ 万円} \times 1.10 \times 5\% = 165 \text{ 万円}$

これ以上の入札保証金が必要になります。

※入札保証金還付の際、収入印紙(200円分)が必要となりますので、あらかじめご用意ください。(落札した場合は不要です。)

4 入札に係る注意事項

・【入札参加者が1者の場合】

1回目の入札が予定価格に達しない場合、その時点で入札打ち切りとなります。

・【入札参加者が2者以上の場合】

1回目の入札が全て予定価格に達しない場合、再度入札(2回目)を実施しますが、2回目の入札参加者が1者のみの場合、その時点で入札打ち切りとなり

ます。

- ・入札保証金による限度額を超える入札をした場合、入札は無効となるためご注意ください。再度入札の場合も入札保証金の追加はできませんので、あらかじめ再度入札を踏まえた入札保証金をお納めいただくようお願いします。

- ・代表者でない方が入札に参加される場合、委任状が必要になります。

～ 落札後の手続きについて ～

5 売買契約の締結

期 限 令和8年9月28日（月）

場 所 広島県庁 本館4階 森林保全課

契約金額 落札価格（入札価格に消費税相当額（10%）を加算した額）

6 契約保証金の納付

金額 契約金額の10%以上

入札保証金を充当される場合は、差額分を納付してください。

なお、入札保証金及び契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

7 県営林立木売却に係る一般競争入札で使用可能な小切手

- ・県営林立木売却に係る一般競争入札において、入札保証金若しくは担保として受け取ることができる小切手は、「自己宛小切手」のみとなります。記名式小切手は受け取ることができませんので、ご注意ください。
- ・県営林立木売却に係る一般競争入札において、小切手を使用される場合は、必ず事前に下記連絡先まで連絡してください。

県営林立木売却についてのお問い合わせ

広島県農林水産局 森林保全課 県営林経営改革担当
電話 082-513-3694（直通）までお願いします。

入 札 心 得

入札者は、次に掲げる事項を心得て入札するものとする。

- 1 入札者は、契約書及び物件明細表を熟知し、かつ、現場を確認した上で入札に参加するものとする。
- 2 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除く金額（以下「入札金額」という。）を記入するものとする。
- 3 売買代金は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額（円未満の端数は切捨てる。）を加算した金額とする。
- 4 入札者は、買受希望物件ごとに入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の金額の入札保証金を県に納付しなければならない。
 - (1) 入札保証金の納付は、担保（広島県契約規則第4条第2項に規定する担保で、同規則第5条の価値をもつもの。）の提供をもって代えることができる。
 - (2) 入札保証金（納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）は、別記の納記を添えて受付締切日時までに出納員に納付しなければならない。
 - (3) 入札保証金は、入札終了後返還する。ただし、落札者に対しては、後記17に規定する契約保証金（納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の納付の際返還する。この場合、申出によって、入札保証金を契約保証金に振替充当することができる。
 - (4) 入札保証金には利息を付さないものとする。
 - (5) 落札者が期日までに契約書に記名押印しないとき、又は契約書に記名押印するも契約保証金を納付しないときは、入札保証金は県に帰属し、契約は消滅するものとする。
 - (6) 入札に関し不正の行為があったときは、入札保証金は県に帰属する。
- 5 入札者は、入札会場において県が交付する所定の入札用紙を使用しなければならない。
- 6 代理人が入札しようとする場合は、当該代理人は入札前に委任状を入札担当者に提出しなければならない。
- 7 入札者は、入札書の記載事項を訂正し、又は削除したときは、その箇所印を押さなければならない。
- 8 入札者は、いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 開札は、入札終了後入札を行った場所において入札者の面前で行う。
- 10 落札価格は、県の予定価格以上の最高入札価格とする。
- 11 落札となるべき価格の入札をした者が2名以上であるときは、抽選により直ちに落札者を決定する。
- 12 開札の結果、入札価格が県の予定した価格に達するものがないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 13 再度入札をした結果、入札価格がなお県の予定価格に達しないときは、競争入札を打ち切ることがある。
- 14 入札に参加できる者は、一般社団法人広島県木材組合連合会が定める広島県木材業者登録規約により登録された者とする。
- 15 14にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 一般競争入札の加入に制限を受けた者

16 入札者が次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) この心得に定めた入札に関する事項に違反したとき
- (3) 2票以上の入札をしたとき
- (4) 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札者の代理人として入札したとき
- (5) 他の入札者と連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき
- (6) 入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、入札保証金の額の20倍を超えるとき
- (7) 記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
- (8) 再度の入札をした場合において、有効な入札をした者が1人であるとき

17 落札者は、売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を県に納付するものとする。

- (1) 契約保証金の納付は、担保（広島県契約規則第4条第2項に規定する担保で、同規則第5条の価値をもつもの。）の提供をもって代えることができる。
- (2) 契約が解除された場合において、解除の原因が契約者にあるときは、契約保証金（納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）は、県に帰属する。

18 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印しなければならない。

19 契約条項は、別紙の契約書のとおりとする。

20 前各条項に定めるもののほか、特に必要と認められる事項が発生したときは、入札担当者と入札者が協議して決定する。

入札書

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

三次市栗屋町杵野木 県営林馬行谷事業地 の立木の買受代金として

品 名	樹 種	数 量	摘 要
立 木	ヒノキ	3, 7 5 2 m ³	
	計	3, 7 5 2 m ³	

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約金額は上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額になること、並びに広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

印

出納員（分任出納員）		
受入		
払出		

納記

¥
(券面額)

入札保証金
ただし、三次市栗屋町杵野木 県営林馬行谷事業地 立木の買受けの として
入札担保

令和 年 月 日
登録番号 号
住所
氏名
印
広島県知事様
令和 年 月 日

上記金額領収済 令和 年 月 日
出納員（分任出納員） 印
入札完了

有価証券の内訳

証券名称	回・記号・番号	利歩	額面	利札		摘要
				枚数	合計額	

領収（受取）書

入札保証金
上記 の還付領収いたしました。
入札担保

収入印紙

令和 年 月 日
住所
氏名
印

委任状

令和 年 月 日

広島県知事 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

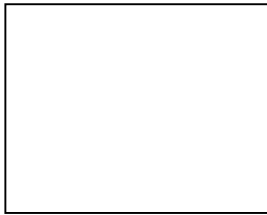
代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受 任 者 氏 名

使 用 印 鑑



委任事項

広島県県営林立木売却 県営林馬行谷事業地

三次市粟屋町杣野木

に係る見積り及び入札に関する一切の件

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 19 日（水）

広島県知事 横 田 美 香

1 売却の内容

(1) 名称

広島県営林（県営林馬行谷事業地）立木売却

(2) 仕様等

特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から 36 か月以内

(4) 対象とする場所

三次市栗屋町杳野木 3160-1 外 13 筆

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 一般社団法人広島県木材組合連合会が定める広島県木材業者登録規約により登録された者であること。

(4) 過去の取引実績や、法人の経営状況などから、取引の相手方としての資力・信用等を有する者であること。

(5) 次のいずれの場合にも該当しない者であること。

ア 代表役員等若しくは一般役員等（個人である場合にはその者を、法人の場合には支店及び営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織をいう。以下同じ。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加しようとしている者の経

営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

カ 公告日以前の6か月間で広島県営林内において不法行為を行った者。

3 入札手続等

(1) 公告文等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局森林保全課（広島県庁本館4階）

電話（082）513-3694（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和8年8月19日（水）から令和8年9月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取るか、インターネットを用いて広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 現地説明会の集合場所及び日時等

ア 集合場所

広島県三次庁舎 駐車場（三次市十日市東4丁目6番1号）

イ 日時及び集合時間

令和8年9月1日（火）（予定）10時30分

ウ 参加方法

現地説明会に参加する場合は、令和8年8月27日（木）までに下記問合せ先まで連絡すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年9月16日（水）11時00分から

イ 場所

広島県庄原庁舎 第1庁舎4階 第5会議室

庄原市東本町1丁目4-1

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格より高額で最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約締結手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を納付。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付。

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札心得による。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局森林保全課（広島県庁本館4階）

電話（082）513-3694（ダイヤルイン） ファクシミリ 050-3852-5550

売 買 契 約 書

広島県を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は県営林立木の売買に
関して、次のように契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の
約定及び別紙「特記仕様書」に基づいて売り渡すことを約し、乙は、これを承諾し
た。

1 物件の所在地

三次市栗屋町杵野木 県営林馬行谷事業地 立木

伐採区域の面積 11.83ha（別紙図面のとおり）

2 物件の種類及び数量

立木 7,532本 3,752m³

内訳

ヒノキ 7,532本 3,752m³

(売買代金)

第2条 売買代金は、
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
円）とし、乙は、甲の発行する納入通知書により、令和8年 月
日（契約日より30日以内）までに甲に納付するものとする。

(代金延滞違約金)

第3条 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により前条の期限（以下「代金納付期限」
という。）を経過しても売買代金の納付を完了しないときは、その延滞額に対して
代金納付期限の翌日から売買代金の納付を完了する日までの日数に応じ、その納付

しない額につき年 14.5 パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算して得た額の代金延滞違約金を徴収するものとする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約から生ずる債務の履行を保証するため、契約保証金（契約担保を含む。以下同じ。）として 円を契約書に記名押印するとき、甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）には利息を付さないものとする。

3 甲は、乙の契約上の義務の履行が確保されると認められるときは、契約保証金を遅滞なく、乙に返還するものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙の申出があれば、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（売買物件の引渡し）

第 5 条 売買物件の引渡しは、売買代金及び第 3 条の代金延滞違約金の納付を完了した日から 15 日以内で、甲の定める日に売買物件の所在地において、甲が命じた職員と乙が立会いの上、行うものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲に直ちに県営林立木・林産物売払等事務取扱要領（以下「要領」という。）第 19 条に規定する受領書を提出するものとする。

（売買物件の搬出）

第 6 条 乙は、売買物件を令和 11 年 月 日（契約日より 36 ヶ月以内）までに県営林地外に搬出するものとする。

2 乙は、前項に定める期限（以下「搬出期限」という。）の延期を必要とするときは搬出期限の 15 日前までに、甲に搬出期限の延期を申し出て、承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により甲の承諾を得て搬出期限の延期を行う場合は、その延期した日数に売買代金の 1,000 分の 1 を乗じて得た額の搬出遅延損害金を甲に納付しなければならない。

4 甲は、乙が災害その他乙の責めに帰すことのできない理由により、搬出期限までに売買物件の搬出を完了できなかった場合には、前2項の搬出遅延損害金を免除するものとする。

(売買物件についての異議申立て)

第7条 売買物件について、第1条の伐採区域の面積並びに物件の種類及び数量の記載と現存する伐採区域の面積並びに物件の種類及び数量に相違があった場合は、現存する物件を正しいものとして、これについて双方異議を申し立てないものとする。

(搬出完了及び跡地検査)

第8条 乙は、売買物件の搬出を完了したときは、甲に遅滞なく、要領第22条に規定する搬出完了届を提出し、甲の指示に従い、跡地検査を受けるものとする。

2 前項の検査を受けたときに、その検査を行った土地に残存する立木その他の物件は、甲が除去を要求するものを除き、すべて甲に帰属するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約成立後において、災害その他不可抗力により売買物件に損害を生じた場合は、その損害は、乙の負担とする。

(売買物件の譲渡)

第10条 乙は、売買物件の搬出を完了するまでは、甲の承認なくしてこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲り渡してはならない。

2 乙は、前項の承認を受けようとするときは、譲受人と連署した要領第25条に規定する譲渡申請書を甲に提出するものとする。

(県営林野等の使用)

第11条 乙は、売買物件の伐採、加工又は搬出のため、県営林野若しくは県の施設(以下「県営林野等」という。)を使用し、又はこれらに必要な施設を県営林野等の内に設ける必要がある場合は、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

2 乙は、売買物件の搬出を完了したときは、甲の指示に従い前項の規定により乙が使用した県営林野等を原状に回復し、かつ、前項の規定により自己の設置した施設を取り除かなければならない。

3 乙は、前2項の規定により県営林野等を使用し、若しくは県営林野等の内に施設を設け、又は県営林野等を原状に回復し、若しくは自己の設けた施設を除去することによって甲に損害を与えたときは、甲の算定する額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。

(県営林野の誤伐)

第 12 条 乙は、伐採区域外の立木を故意又は過失による火災、誤伐等によって甲に損害を与えたときは、甲の算定する額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。

2 伐採区域の立木であっても、引渡し前においてこれを伐採したときも同様とする。

(売買物件の対象)

第 13 条 売買物件には、その根株を含まないものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙に損害があっても責任を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約の各条項に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前項により契約が解除されたときは、既納の契約保証金、第 2 条の売買代金、第 3 条の代金延滞違約金並びに第 6 条第 3 項及び第 4 項の搬出遅延損害金は、甲に帰

属するものとする。

(損害賠償金)

第 15 条 この契約の解除により甲が損害を受けたときは、乙は、甲の算定する額の損害賠償金を甲に支払うものとする。

(疑義の解決)

第 16 条 この契約について疑義があるとき、又は新たな事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 協議が調わないときは、甲の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

乙 住 所

氏 名

特 記 仕 様 書

年 度	令和 8 年度	番 号	4
所 在 地	三次市栗屋町杵野木 県営林馬行谷事業地		

広 島 県

所 在 地	三次市栗屋町杵野木 3160-1 外 13 筆（地目：山林）				
物件の状況	面 積	11.83ha の区域 （別紙区域図のとおり）			
	樹 種	ヒノキ			
	林 齢	49, 50 年生			
	伐採区分	主伐（皆伐）			
	伐採本数 （推定値）	区 分	施 業	集材路 支障木	計
		ヒノキ	7,532 本	—	7,532 本
		計	7,532 本	—	7,532 本
	伐採幹材積 （推定値）	区 分	施 業	集材路 支障木	計
		ヒノキ	3,752 m ³	—	3,752 m ³
		計	3,752 m ³	—	3,752 m ³

施 業 条 件	1. 施業に当たっては、関係法令等の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止及び健康管理について細心の注意をもってあたること。 2. 森林火災予防に万全を期すこと。 3. 特記仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置すること。 4. 伐採方法は、主伐（皆伐）によること。 5. 伐採により発生した枝条等は整理すること。 6. 主伐後の天然更新促進を図るため、伐採・搬出に支障がないマツ・広葉樹は残存させること。 7. 本仕様書における伐採本数及び伐採幹材積は標準地調査による推定値であるため、必要に応じ事前に現地状況を確認するとともに、推定値と実測値に相違があっても異議を申し立てないこと。 8. 伐採搬出完了後、搬出した素材材積等について、県からの情報提供依頼に協力すること。 9. 契約後、原則 1 か月以内に施工計画書を提出すること。 搬出方法は、高密度路網と高性能林業機械との組み合わせを想定している。 施工計画書に記載する項目は次のとおりとする。 ・ 工程（スケジュール） ・ 施工体制（現場責任者、作業者氏名等） ・ 施工方法 - 林地残材の処理方法 - 作業道の濁水処理対策 - 完了後の作業道の跡地対策 など ・ 施工機械 ・ 作業道計画（平面図 1 / 50, 000 以上、標準断面図 1 / 100 以上） ・ 許認可一覧 ・ 緊急時連絡体制（連絡先電話番号） ・ 安全管理対策 ・ その他特に要する事項 10. 現地での引き渡しにおいて境界の目印を設置してから作業に入ること。 11. 作業の着手 7 日前までに着手届を提出すること。 12. 施業に当たっては、事業に係る情報（事業概要、伐採期間、連絡先等）を地元へ周知すること（看板の設置等）。 13. 伐採木が歩道、その他通路を遮断しないようにすること。 14. 林内に開設する集材路について、永久構造物を必要とする場合は、県と協議すること。搬出完了後の永久構造物の取り扱いについても同様
----------------	---

	とすること。 15. 搬出路となる道路の通行等に当たっては、地元車両を優先し走行には十分注意すること。 16. 伐採搬出完了後、林道等の形質が変形した場合は、車両の通行に支障がないように修復すること。 17. 伐木、集材、搬出、造材及び集材路開設等により発生した根株、枝条等は谷に集積しないよう処理すること。 18. 残材は土場に放置しないこと。 19. 搬出の際、造林木に支障が生じる場合は、事前に県と協議すること。 20. 既設作業路の入口付近に工事を促す工事用の看板等（例：工事用車両入口）を配置すること。 21. 搬出期間は、契約日から 36 ヶ月間とする。 22. その他疑義を生じた場合は、県と協議し、その指示を受けること。
--	---

13.50 ha (事業地当たり)

立木材積算出表 (用材)

馬行谷事業地		樹種：ヒノキ		直 木
径級 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	総立木材積 (m ³)	備 考
14	11	0	0.00	
16	12	0	0.00	
18	14	13	2.34	
20	15	13	3.12	
22	16	0	0.00	
24	17	13	4.94	
26	18	13	6.11	
28	19	38	22.04	
30	20	25	17.25	
32	21	38	31.16	
34	21	0	0.00	
36	22	13	13.91	
38	23	25	31.25	
40	23	0	0.00	
42	24	0	0.00	
44	24	0	0.00	
46	25	0	0.00	
48	25	0	0.00	
50	23	0	0.00	
計		191	132.12	

13.50 ha (事業地当たり)

立木材積算出表 (用材)

馬行谷事業地		樹種：ヒノキ		胴曲木
径級 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	総立木材積 (m ³)	備 考
14	11	191	17.19	
16	12	484	58.08	
18	14	587	105.66	
20	15	842	202.08	
22	16	829	256.99	
24	17	676	256.88	
26	18	777	365.19	
28	19	739	428.62	
30	20	828	571.32	
32	21	395	323.90	
34	21	268	246.56	
36	22	293	313.51	
38	23	153	191.25	
40	23	76	104.12	
42	24	12	18.84	
44	24	13	22.23	
46	25	13	25.22	
48	25	0	0.00	
50	23	0	0.00	
計		7,176	3,507.64	

13.50 ha (事業地当たり)

立木材積算出表 (用材)

馬行谷事業地		樹種：ヒノキ		根曲木
径級 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	総立木材積 (m ³)	備 考
14	11	13	1.17	
16	12	0	0.00	
18	14	0	0.00	
20	15	13	3.12	
22	16	0	0.00	
24	17	0	0.00	
26	18	25	11.75	
28	19	13	7.54	
30	20	51	35.19	
32	21	0	0.00	
34	21	25	23.00	
36	22	0	0.00	
38	23	25	31.25	
40	23	0	0.00	
42	24	0	0.00	
44	24	0	0.00	
46	25	0	0.00	
48	25	0	0.00	
50	23	0	0.00	
計		165	113.02	
合計		7,532	3,752.78	